

# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和4(2022)年12月7日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

### ■全体会議

#### 【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「県議会12月定例会の一般質問に出席したが、非違事案については、事案の内容が大きい小さいかということではなく、そういう行為をしたこと自体に対して、県民の皆さんの視線は厳しいことを認識していただき、今回の非違事案を県警察として真摯に受け止めていただきたいし、全職員共有していただきたい。警察の皆さんは、できて当たり前、やって当たり前、やってくれて当たり前の仕事をしているので、ちょっとしたミスでも、「なぜ警察がそのようなことをしたのか」と指摘される。そういう状況で仕事をしている皆さんが、自信を持って仕事をしていくためには、決して非違事案を起こしてはいけないと思う。公安委員会としても県警察と同じ気持ちで、これからも非違事案防止のため管理機能を果たしていきたいと思う。今回のような非違事案を防止するためには、失敗したときに上司に相談しやすい雰囲気づくりが重要だと思う。部下は、「こんなことも分からないのか」「いつになったら覚えるんだ」などと言われると聞きにくくなると思う。そういう組織であれば、上司等に相談せず、独自の判断で安易な方法を選択し、非違事案を起こしてしまう職員が出てきてもおかしくはないと思う。組織は、報告・連絡・相談が、いつでもできる、そういう風通しの良い職場でなければならないと思う。分からないことは聞く、確かめる、多くの皆の目で確認して仕事を進める、そういうことができる雰囲気づくりを平素から意識して進めていかなければいけないし、トップがそういう気持ちでいなければ部下を育てられないのではないかなと思う。是非、長い目で、部下を育てていただきたい。哲学者の鶴見俊輔さんという方が、「教育再定義への試み」という本を出しているが、その中で、御自身の人生を振り返って、「大きな間違いや失敗から私たちは学んでいく。間違いからの学びの深さというのは、正しいことを積み上げていく学びよりも、より多くのことを学ぶことができる。一つの間違いを生かすかどうかが大事なんだ。」ということを書いており、そのとおりだと思った。ピンチのときほど、それをクリアしたときは大きなチャンスに変わると思う。今回、これだけ公用文書が取り上げられたが、警察職員が作成する文書は、個人メモ的なものを除き、ほぼすべてが公文書であり、証拠としての重要性はもとより、改ざん等が及ぼす警察活動への影響は決して個人の問題で済まされない極めて甚大なものであることを幹部だけではなく、職員一人一人が自分のこととして受け止めてもらいたい。今回のような

ことは決してあってはならないことであるが、反面、これほど徹底できる機会はないので、これをチャンスととらえ、是非、次につなげるための教訓にし、公文書の取扱いについて、もう一度、皆で徹底していくという気持ちを持ち、根気よく、非違事案防止に努めていただきたい。」

旨の発言があった。

## 【警務部議題】

### ○ 東北管区警察局による監察の実施結果について

警察本部から、「東北管区警察局による監察が、9月6日(火)と翌7日(水)の2日間行われた。受監対象所属は、警察本部が警察学校、監察課、人財育成課、地域課であり、警察署については遠野警察署、交番・駐在所監察については盛岡東警察署乙部駐在所が対象となった。監察項目は、「若手警察官に対する育成状況と非違事案防止対策について」「交番・駐在所における業務管理の推進状況」であり、受監結果は、「実習生の実務修得状況や警察官としての適格性等の情報について、警察学校と警察署との間で共有され、連携が図られていること」「リカバリー教養について、各署で教養が行われ、署員も重要性を理解していること」等について基準を満たしているとのことであり、指摘指導事項はなかった。」旨の報告があった。

### ○ 「令和4年管区内優秀警察職員表彰(管区局長賞詞)」受賞者の決定等について

警察本部から、「本年の受賞候補者を東北管区警察局に上申ししていたところ、同局から、鑑識課主幹兼課長補佐と情報管理課主幹兼課長補佐の2名に決定した旨通知を受けた。両名の功績については、それぞれが担当分野において、長きにわたって知見、技術に研きをかけながらその力を遺憾なく発揮して県警察の運営に大きく貢献したというものであり、12月15日付で表彰される。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「それぞれの部署において長年頑張ってきた方が表彰されるというのは、多くの若い職員の励みになり、とても良いことだと思う。」

## 【生活安全部議題】

### ○ 年末年始特別警戒活動の実施について

警察本部から、「年末年始特別警戒活動については、年末年始の事件・事故の未然防止を目的として、12月15日(木)から1月3日(火)までの間、実施する。主な実施事項は、一つ目は、制服警察官やパトカーなどによってしっかりと見せる活動を実施すること。二つ目は、交通部等と連携して検挙活動等もしっかりと行うこと。三つ目は、関係機関と連携して広報啓発活動を推進することである。特別警戒活動出発式については、12月15日(木)午後4時30分から、盛岡東警察署5階大会議室において、防犯隊、少年警察ボランティア等の防犯ボランティア団体とともに、終了後、繁華街等の警戒活動を実施する。」旨の報告があった。

## 【交通部議題】

### ○ 令和4年度冬の交通事故防止県民運動の実施について

警察本部から、「冬の交通事故防止県民運動は、岩手県交通安全対策協議会の正しい交通ルールを守る県民運動の季節運動として、12月15日(木)から10日間実施される。運動の重点は、「高齢者と冬休み中の子どもの交通事故防止」「飲酒運転の根絶」「スピードダウンの徹底」「冬道用タイヤ装着の徹底」の4点である。運動期間中における死亡事故の発生状況についてであるが、平成30年には5件、昨年は3件発生している。それらの死亡事故は、夕方から夜間にかけて、雨や曇りなど天気が悪いときに高齢歩行者が道路を横断し被害に遭うことが多かったことから、現在継続しているコンビニエンスストア駐車場における警戒活動についても、年末年始の特別警戒と併せて、引き続き行っていく。運動期間中の行事について、岩手警察署等7警察署では、飲酒運転根絶のため、地域の方々と一緒に飲食店等を訪問して、飲酒運転をさせないための協力依頼を行う計画を立てている。また、年末年始の特別警戒活動と併せて、関係機関団体と連携した活動を展開していく。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「飲酒運転根絶のため飲食店等へ協力依頼することは、とても大事だと思うので、よろしく願います。」

### ○ 執行隊におけるリモート会議の実施について

警察本部から、「交通部の執行隊である交通機動隊と高速道路交通警察隊では、従来、おおむね月1回の割合で隊員を本隊等に招致して会議を開催していたが、コロナ禍となった令和2年4月以降は、幹部会議のみを行っていた。これまで、開催日や場所の調整等に苦慮していたほか、会議場所までの移動距離が長く、冬期間の交通事故のリスクが高いことが懸念されていた。このため、リモート会議を試みることにし、11月に両隊でリモート会議を開催した結果、メリットが多かったことから、今後は、会議内容により、リモート会議と対面会議を選択しながら実施することとしている。」旨の報告があった。

## 【警備部議題】

### ○ 岩手県警察と陸上自衛隊(東北方面特科連隊)との共同実動訓練の実施について

警察本部から、「陸上自衛隊東北方面特科連隊との共同実動訓練については、自衛隊の治安出動下令下における相互の任務分担、連携要領等を確認し、共同対処能力の練度向上を図ることを目的として行うもので、12月16日(金)午後1時から、陸上自衛隊岩手駐屯地内及びその周辺において行う。実施する訓練は、緊急部隊輸送訓練、ヘリ使用部隊員搬送訓練等4種類である。なお、当日は、開始式、緊急部隊輸送訓練及びヘリ使用部隊員搬送訓練を公開する。」旨の報告があった。

## ■個別会議

### ○ 県民課

紫波警察署協議会委員の推薦に伴う委嘱の報告

○ **生活安全企画課**

令和5年生活安全部門の目標設定の報告

○ **生活安全企画課**

年末年始における特別警戒活動出発式における公安委員長の対応についての説明、決裁

○ **人身安全少年課**

ストーカー規制法による禁止命令等の実施報告

○ **刑事企画課**

警察本部長宛て文書の受理についての報告

○ **運転免許課**

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ **総務課**

公安委員会宛て文書の受理・処理の説明、決裁